

令和6年度郡山市学校教育審議会委嘱状交付式及び第1回郡山市学校教育審議会 会議概要録

1. 開催日時及び会議出席委員

開催日時	令和6年7月29日(月) 午前9時30分から午前11時45分まで
出席委員	【委員9名中8名出席】 富田孝志委員(会長)、橋文紀委員(会長職務代理者)、小山健幸委員、橋本ゆかり委員、橋本裕委員、佐藤奈美委員、相樂悦子委員、浅里和茂委員

2. 会議の概要

会議次第	会議の概要
1 開 会	<ul style="list-style-type: none"> 定刻(午前9時30分)開会。 本日の会議は委員9名中、8名出席であり、過半数を超えているため、郡山市学校教育審議会条例第6条第2項より、会議は成立していることを報告。
2 委嘱状交付	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状については、継続している新型コロナウイルス対策として、間隔の近い真正面を避けるとともに、会議時間短縮を図る趣旨から、机上配付により委嘱状交付式に代えることを報告。 郡山市学校教育審議会委員の任期は、郡山市学校教育審議会条例第3条第3項により2年間、委嘱期間については、委嘱日である令和6年7月29日から、令和8年7月28日までとなることを報告。
3 教育長あいさつ	<ul style="list-style-type: none"> 先ほど委員の皆様には、本市教育委員会の附属機関である郡山市学校教育審議会委員の委嘱状を交付し、今後2年間本市の教育行政の基幹となる学校教育についての施策や学校教育の振興についての調査審議をお願いすることとなる。 どうか皆様には忌憚のないご意見や建設的なご助言をよろしくお願い申し上げます。 我が国の少子高齢化の急激な進展は、私たちの生活面においても、深刻な問題となってきており、国におきましては、令和の日本型学校教育を推進する様々な改革に取り組もうとしている。 本市としても、不登校やいじめ、虐待、貧困等、教育が抱える課題が一層多様化する中で、子どもたち一人一人の短期的な幸福のみならず、こうした課題を解決するために、一人一人の多様な幸せであるとともに、社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの理想の実現を目指すことが重要であり、教育を学習者主体の視点に転換していくため、令和6年度郡山市の学校教育において、～SDGsの理念に基づいた誰一人取り残されない教育の推進、一人一人の多様なウェルビーイングの向上のために～を掲げ、具体的な施策を展開しているところである。 今後もなお一層教育行政や学校現場での教育活動において、学習者主体の視点を重視していくことが何よりも大切であると考えており、本市の教育基本理念である「共に学び共に育み未来を開く教育の創造の実現」に向け、委員の皆様方には本市教育行政発展のために、本会において、忌憚のないご意見を賜りたい。

4 教育委員会事務局職員紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議出席の教育委員会事務局職員の紹介。
5 委員紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿に基づき委員の紹介 ・ 教育総務部長及び教育総務部次長兼総務課長、教育総務部次長兼生涯学習課長については、委員紹介後、公務により退席。 ・ 任期満了後初回の会議のため、委員から簡単に自己紹介。
6 会長選出及び会長職務代理者の指名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任期満了後初の会議であるため、会長選出及び会長職務代理者の指名を行った。 ・ 出席委員全員の推薦により、富田孝志委員を会長に選任。 ・ 富田孝志会長が、橘文紀委員を会長職務代理者として指名。
7 審議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郡山市学校教育審議会条例第6条の規定により、会長が議長となるとされており、富田会長が議長として審議を進行。 <p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 令和6（2024）年5月1日現在の学校基本調査に基づく本市の児童・生徒数及び学級数等について（本市の特認校制度及び隣接区域選択制フォローアップの基礎資料） ・ 事務局説明後、質疑応答。 <p>Q：学級数に特別支援学級は含まれているのか？</p> <p>A：学校教育法施行規則における標準学級数は、通常学級数での算定であることから、特別支援学級数は含まれていない。</p> <p>Q：推計には、他市町村からの転入等は加味されているのか？</p> <p>A：あくまでも本年5月1日現在での人口をもとに推計しており、今後の転入転出等も含めた人口については加味していない。</p> <p>【審議事項】</p> <p>① 審議事項1 本市の通学区域の弾力的運用制度（特認校制度・隣接区域選択制）のフォローアップについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局説明後、10分程度休憩ののち再開し質疑応答。 <p>Q：令和2年度に特認校制度で西田学園に入学した子どもたちは現在5年生になっており、5年生の人数が減っているが、特認校制度利用している児童が転出したのか否かはわかるか？</p> <p>A：特認校制度を利用して西田学園に入・就学した場合であっても、年度途中で転校した場合は、通常の転出届だけで通常の場合と同じであり、教育委員会への手続きは不要のため、わからない。</p> <p>Q：特認校制度を利用して西田学園へ入学した理由はどのような理由か？</p> <p>A：特認校制度による入学希望者については、申請書に西田学園に魅力を感じている以上のことは記載されておらずわからない。</p> <p>② 審議事項2 学習指導要領と教育課程及び特別の教育課程の編成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局説明後、質疑応答。 ・ 質疑応答なし。 <p>③ 審議事項3 本市における特別の教育課程の編成による「教育課程特例校」の概要と「教育課程特例校（プログラミング教育）」について</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局説明後、質疑応答。 <p>Q：教育課程特例校（プログラミング教育）は、全小学校を対象としているのか？</p> <p>A：全小学校の小学3年生から小学6年生が対象である。</p> <p>Q：教育課程特例校のプログラミング教育の目的について、自分の思いや考えを形にするというスローガンになっている。しかしながら、インターネット上での誹謗中傷の問題等があり、自分の思いや考えを形にするだけでなく、道徳・倫理に部分についても考慮してほしい。</p> <p>A：プログラミング教育は情報活用の内容になると考えられる。情報モラルについても並行して道徳の時間等で指導しているところである</p> <p>Q：デジタル教科書の導入についてはどのようになっているか？</p> <p>A：デジタル教科書は現在、児童生徒用では小中学校の英語と、希望する学校において算数・数学で導入している。教員用（指導者用）ではすべての教科で導入し活用しているところである。</p> <p style="text-align: center;">※ 審議事項については、すべて了承された。</p>
8 その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和6（2024）年度の郡山市学校協教育審議会の審議日程等について ・ 事務局説明後、質疑応答。 <p>Q：プログラミング検討委員会で検討された事項について、審議会との関わりはどのようになるのか？</p> <p>A：郡山市学校教育審議会条例第7条において、「審議会は必要と認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。」とされていることから、当該規定に基づき、意見を聴取できるよう時期等も含め検討したい。</p>
9 閉会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午前11時45分閉会。